

農地法第4条申請（自己所有農地の転用について）

自己所有農地を農地以外の用途に使用する場合、農地法第4条申請により農業委員会の許可を受ける必要があります。

農地の所有者と転用事業主が異なる場合（親の土地に子が住宅を建てる場合、本人と他の者が共同で事業を行う場合等）は農地法第5条申請です。

※ 農業振興地域の農用地区域内は基本的に転用ができません。農用地区域内から除外または用途変更の決定後に申請が可能です。手続き等については市役所農林課（Tel 025-773-6663）までお問合せください。

1. 申請の流れ

（1）農地法第4条申請

①土地の所有者（転用申請者）が申請書を事務局に提出。

（申請締切：毎月5日 ※5日が閉庁日の場合、その直後の開庁日）

②農業委員会総会で審議する。（毎月25日ごろ）

③許可案件は、申請者に許可書を交付する。（月末頃）

※30a超～4ha以下の農地転用は、新潟県農業会議への諮問が必要なため翌月中旬頃になります。

※4ha超の農地転用は、国との協議が必要なため、さらに期間を要します。

○ 申請者は、許可決定後から申請内容に基づいて転用工事に着工できます。

○ 転用事業が完了しましたら農業委員会事務局に報告し「農地転用事実確認証明書」の発行を受けてください。この証明書が法務局での地目変更登記に必要です。

※ 資材置場、駐車場等の場合、証明書発行まで3年以上の継続使用が必要です。

（2）農地法第4条の届出

自己所有農地を農業用施設に転用する場合で、その転用する農地の面積が2アール（200㎡）未満のときは、農業委員会に必要書類を添付のうえ届出書を提出ください。内容を確認後、届出された証明書を発行いたします。証明書発行日から申請内容に基づいて転用工事に着工することができます。

転用事業が完了しましたら、農業委員会事務局に報告してください。

2. ご注意いただきたい事項

※ 農地転用は申請をすれば必ず許可になるものではありません。できる限り申請前に事前協議をお願いいたします。

※ 農地転用許可を受けた土地は、許可を受けた内容と違う使い方をした場合（住宅建築を目的に許可を受けたが駐車場にした、建物の規模が小さくなっている、建物を計画とは違う位置に建てたなど）、農地への復元命令がなされることがあります。また、計画変更も容易ではないため、申請前に計画を十分にご検討ください。

※ 土地の登記地目を変更するためには、法務局で地目変更登記の手続きが必要です。

農地転用（農地法第4条）申請 提出書類一覧表

自己所有農地を農地以外のものにする場合

申請内容	許可権限者	提出書類
<input type="checkbox"/> 4条届出 農業用施設 ・農作業場 ・農機具格納庫 ・農用倉庫 等 <u>転用面積が 200 m² 未満の場合のみ</u>	農業委員会	<input type="checkbox"/> ①届出書(押印有)……………2部 (原) <input type="checkbox"/> ②登記事項証明書……………1部 (原) ◇法 <input type="checkbox"/> ③土地改良区意見書……………1部 (原) ◇土改 <input type="checkbox"/> ④位置図(S=1:10,000程度) 1部 <input type="checkbox"/> ⑤案内図(住宅地図)……………1部 <input type="checkbox"/> ⑥地番図……………1部 ◇法または税 <input type="checkbox"/> ⑦設計図(配置図、平面図等、立面図)…各1部 <input type="checkbox"/> ⑧その他、必要となるもの…1部(下記⑬参照)
<input type="checkbox"/> 転用許可申請 転用面積 4ha以下	農業委員会	<input type="checkbox"/> ①許可申請書(押印有)……………2部(原) <input type="checkbox"/> ②(法人のみ)法人登記簿または定款(要原本証明) ……各1部(原) ◇法 <input type="checkbox"/> ③(市外者のみ)住民票……………1部(原) ◇市 <input type="checkbox"/> ④登記事項証明書……………1部(原) ◇法 <input type="checkbox"/> ⑤土地改良区意見書……………1部(原) ◇土改 <input type="checkbox"/> ⑥位置図(S=1:10,000程度)…1部 <input type="checkbox"/> ⑦案内図(住宅地図)……………1部 <input type="checkbox"/> ⑧地番図……………1部 ◇法または税 <input type="checkbox"/> ⑨設計図(配置図、平面図、立面図)…各1部 <input type="checkbox"/> ⑩権利者の同意書……………1部(原) ※2 <input type="checkbox"/> ⑪資金計画申出書……………1部 ※3 <input type="checkbox"/> ⑫資金証明書……………1部(原) ※4 <input type="checkbox"/> ⑬その他、必要となるもの…1部 ※5※6 <input type="checkbox"/> 解約書 <input type="checkbox"/> 申請面積の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 始末書 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 転用許可申請 転用面積 4ha超	新潟県知事 (国協議) ※1	<input type="checkbox"/> ①許可申請書(押印有)……………2部(原) <input type="checkbox"/> ②(法人のみ)法人登記簿または定款(要原本証明) ……各1部(原) ◇法 <input type="checkbox"/> ③(市外者のみ)住民票……………1部(原) ◇市 <input type="checkbox"/> ④登記事項証明書……………1部(原) ◇法 <input type="checkbox"/> ⑤土地改良区意見書……………1部(原) ◇土改 <input type="checkbox"/> ⑥位置図(S=1:10,000程度)…1部 <input type="checkbox"/> ⑦案内図(住宅地図)……………1部 <input type="checkbox"/> ⑧地番図……………1部 ◇法または税 <input type="checkbox"/> ⑨設計図(配置図、平面図、立面図)…各1部 <input type="checkbox"/> ⑩権利者の同意書……………1部(原) ※2 <input type="checkbox"/> ⑪資金計画申出書……………1部 ※3 <input type="checkbox"/> ⑫資金証明書……………1部(原) ※4 <input type="checkbox"/> ⑬その他、必要となるもの…1部 ※5※6 <input type="checkbox"/> 解約書 <input type="checkbox"/> 申請面積の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 始末書 <input type="checkbox"/> その他()

◇印の書類は以下の場所で発行されます。

法…法務局南魚沼支局 税…市役所税務課 市…市役所(居住地) 土改…各土地改良区

- ※1 4ha超の農地転用は、都道府県知事と農林水産大臣が協議することになっています。
- ※2 転用事業に農地以外の土地も使うときには、その土地の所有者の同意書が必要です。また、申請地に地役権や抵当権等が設定されている場合、設定者の同意書が必要です。
- ※3 ⑫資金証明書により内容が明らかな場合は省略可能です。
- ※4 預貯金の残高証明書、融資証明書、融資申込書の写し等が必要です。
- ※5 資材置場、駐車場、建売住宅、宅地分譲、産業廃棄物処理場、農用地区域内の一時転用や砂利採取を目的とする場合、追加で添付が必要となる書類の一覧が別にあります。
- ※6 申請内容によっては上記に記載の無い添付書類が必要になることがあります。まずは事務局にご確認ください。

○ 提出書類が全て揃いしだい受付をいたします。

申請締切：毎月5日（5日が閉庁日の場合、その直後の開庁日）

※4条届出（200 m²未満の農業用施設）は随時受付をいたします。

○ 意見書や同意書は、発行に時間を要する場合がございますので早めにご確認、ご準備ください。

南魚沼市農業委員会 TEL：025-773-6664
